

平成29年度 東彼杵町3世代同居・近居促進事業

補助金最大40万円!



東彼杵町で新たに3世代(親、子、孫※1など)で同居・近居するための住宅の新築や改修工事、住宅の取得を支援します!

⇒これから子育てを考えられているご夫婦も対象になります!

※1 小学生以下の子どもが対象です。

事業の目的

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備に補助し、出生率の向上や子育て支援を図ります。

補助メニュー・補助額

New!

平成29年度から新築、近居リフォームも対象になりました!

メニュー	住宅の取得 (新築住宅 ・中古住宅)	新築工事	改修工事
同居※2	対象経費の合計に対して、 補助率1/5(上限40万円)		
近居 ※3			

<改修の対象となる工事>

- ①間取りの変更等
- ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設
- ③バリアフリー改修
- ④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修
- ⑤浄化槽の設置・入れ替え

※2※3 4/1より前に同居・近居している場合は補助の対象になりません。

※3 近居とは、東彼杵町内に3世代が居住することです。
賃貸マンション、借家等は対象外です。

子育て世帯



小学生以下の子ども(妊娠中を含む)がいる
子育て中の世帯

子育て希望世帯

子どものいない夫婦※4で、出産を希望
する世帯

同居・近居

親等の世帯



子育て(希望)世帯を支援する世帯
(父母、おじおば、祖父母など)

※4 夫婦の合計年齢が申請時点において80歳以下の方が対象です

受付期間

平成30年1月31日(水)まで

※ただし、平成30年2月28日までに工事等を完了できるものに限りです。

※受付期間中であっても、予算がなくなり次第終了します。

申請から補助金支払いまでの流れ

※建築確認申請が必要な場合は工事着手前に別途手続きが必要ですので、注意して下さい!

① 交付申請

町の窓口申請
します

② 交付決定

町が審査後に
通知します

③ 改修工事や 中古住宅の取得

**交付決定後に着工又は
売買契約をします**

④ 完了実績報告

町の窓口で報告
します

⑤ 額の確定

町が審査後に
通知します

⑥ 補助金の請求

額の確定通知後に町
の窓口で請求します

⑦ 補助金の支払い

指定の口座に振り込まれます

【受付・問合せ先】 東彼杵町役場町民課福祉係 TEL:0957-46-1111(内線25)